

## 砂防指定地指定要綱 第2（指定基準）の六 運用に関する静岡県の見解

### R6.6.14 静岡県砂防課

#### 1 要旨

国の砂防指定地指定要綱（平成元年9月12日）で規定されている指定基準のうち、「六 開発が行われ又は予想される区域」を指定する場合に関する静岡県の見解をまとめた。

#### 砂防指定地指定要綱（平成元年9月12日 建設省河川局長通達）

##### 第二（指定基準）

砂防指定地の指定は、土砂等の生産、流送若しくは堆積により、溪流、河川若しくはその流域（以下「溪流等」という。）に著しい被害を及ぼす区域で、次に掲げる区域について行うものとする。

（中略）

六 開発が行われ又は予想される区域で、その土地の形質を変更した場合、溪流等への土砂流出等により、治水上砂防に著しい影響のおそれのある区域

#### 2 報道で繰り返されている主張

- ・ 砂防指定地は、開発が計画された時点で上記「指定基準六」を満たしている。
- ・ 逢初川で盛土が計画された時点で砂防指定地を追加指定すべきであった。

#### 3 静岡県の見解

- ・ 砂防法では、「治水上砂防」の観点から必要な範囲を指定することが前提となっており、開発又はその見込みをもって直ちに指定するものではない。
- ・ 自然地形の崩壊や侵食の増幅、既存の砂防設備への悪影響等を個別具体的に状況確認し、流域に著しい被害を及ぼすおそれがあれば指定する。
- ・ 逢初川において、盛土が計画されたことをもって直ちに砂防指定地に指定する必要はなかったと考えられる。

##### （1）指定地とする土地の前提条件

開発の有無に係わらず、指定しようとする土地は、土砂等の生産、流送若しくは堆積により、溪流、河川若しくはその流域に著しい被害を及ぼす区域であることが前提である。

⇒砂防指定地指定要綱 第二（指定基準）の前文のとおり

## (2) 要綱第二の六の適用要件

上記(1)の要件を満たし、かつ、流域内で土地の形質の変更等が行われた(又は行われる)場合に、その行為に起因して、砂防設備の設置、機能の維持に支障を生じさせ、土砂の生産・流出を発生若しくは増幅させ、又は竹木の伐採等により竹木が有する土砂崩壊防止等の機能を減少させる等、治水上砂防に悪影響を及ぼす場合に、これを防止するために必要な範囲を指定する。

⇒下記通達のとおり

### 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について

(平成6年9月30日 建設省河川局長通達)

#### 五 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について

2 砂防法の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間は、次のとおりとする。

(1) 第四条第一項(砂防指定地内における一定行為の制限)

(1) 審査基準について

砂防指定地内における行為について許可に係らしめられている場合には、以下の基準により審査するものとする。

- ① 申請された行為の内容が、当該土地の砂防指定地に指定された理由及び現況から判断して、土地の形質の変更等により砂防設備の設置、機能の維持に支障を生じさせ、土砂の生産・流出を発生若しくは増幅させ、又は竹木の伐採等により竹木が有する土砂崩壊防止等の機能を減少させる等、治水上砂防に悪影響を及ぼすものでない場合は許可するものとする。(後略)

## (3) 要綱第二の六でいう「土砂流出等」

指定基準の前提である「土砂等の生産、流送若しくは堆積」による土砂流出を指す。この場合の土砂は、治水上砂防の定義にある「山地の斜面が降雨等による表面侵食等によって削り取られ、また、溪床や溪岸が流水により縦横侵食を起こすことによって生じる土砂」を指すものであり、盛土等から発生する土砂を指していない。

### 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について

(平成6年9月30日 建設省河川局水政課長ほか通達)

#### 一 局長通達における審査基準及び標準処理期間に関する運用について

2 砂防法の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間に関する運用について

(2) 局長通達五2(1)(1)の「治水上砂防」とは、おおむね次のような内容をいうもの。

土砂の生産は、山地の斜面が降雨等による表面侵食等によって削り取られ、また、溪床や溪岸が流水により縦横侵食を起こすことによって絶えず行われており、これにより生産された土砂も不断に下流の河川へと流送され、

あるいは台風や梅雨等による異常降雨時には土石流等となって莫大な量の土砂を流出させる。これら土砂の生産及び流出は、河状を常に変化させ、また、河床上昇等の現象を生じさせ、水害の主要な原因を形成するとともに、土石流等による生命、身体、財産等への被害を引き起こす土砂災害を生ぜしめる。